

第 3 WG 検討状況

〔たたき台作成の方針〕

主にリスク分担に焦点をあてたガイドラインのたたき台を、当面、作成する。

主にリスク分担に焦点をあてたガイドラインは、総論的部分と各論的部分で構成する。

総論的部分 = リスクの分担の基本的留意点について記述

各論的部分 = リスク要素を例示的に列挙、説明し、その留意点を記述

リスクの内容は個々の事業ごとに異なり、リスク分担は競争に基づく民間事業者の合理的提案によって決まるのであることもあり、個々のリスクを公共側、民間事業者側のいずれがとるべきというような記述はしない。

〔検討中の記述内容〕

一 リスクの分担の基本的留意点について（総論的部分）

協定等の締結の時点では、選定事業の実施期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

選定事業の適正かつ確実な実施を確保するうえで、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実になると見込まれることがあることから、公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めることに留意する必要がある。

選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等を取り決めることに留意する必要がある。

リスク分担の検討に当たっての留意事項

(1) リスクとその原因の把握

(2) リスクの評価

- ・ リスクが顕在化した場合の追加的支出のおおよその定量化

- ・ 定量化が困難なものは、定性的に事業への影響を評価
- ・ 経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクの有無の確認及び軽減又は除去に係る費用の見積

(3) リスクを分担する者

- ・ リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る手段、ノウハウを持つ者
- ・ リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る手段、ノウハウを有している者

(4) リスク分担方法

- ・ 公共側または民間事業者側のいずれかが全てを負担する、一定額まで一方が負担しそれを超えた分をもう一方が負担する等の分担方法
- ・ 当事者の帰責事由、負担し得る限度の勘案

リスク分担の検討に当たっては、リスクが事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となることに留意する必要がある。

また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについて措置を講ずる場合には、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。

なお、協定等の当事者のリスク分担における対応が、選定事業における資金調達のコスト等の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意することが必要である。

(各論的部分の検討に基づき、委員等のご意見に従って、基本的留意点を追加する)

二 リスク要素とリスク分担の検討に当たっての留意事項(各論的部分)

(記述の方針)

協定等でリスクが顕在化した場合の負担について規定することがあり得る事項について、例示、説明し、その留意点を記述する。

リスクは事業ごとに異なるため、個々の選定事業に即してリスクの内容を評価し検討することが基本であり、例示の項目から取捨選択又は別途追加した上で、リスク分担を検討すべき。

(リスク要素の例示)

1. 調査、設計、建設に係るリスク

遅延、費用の超過、第三者損害、瑕疵

2. 維持管理、運営に係るリスク

運営開始の遅延、サービス利用者の想定との差異、維持管理・運営の中断、費用の超過、施設の損傷、事故、技術革新 等

3. 各段階に共通に関連するリスク

不可抗力、物価・金利・為替レートの変動、税制の変更、許認可の取得等、施設の設置基準・管理基準等の法令の変更 等

4. 事業終了段階でのリスク

撤去・原状回復費用等の超過